

【平成20年7月31日修正版】

旭川市立高台小学校PFI整備事業
入札説明書

平成20年4月

旭川市

目 次

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要	
1	事業名	2
2	施設の立地条件及び概要	2
3	事業目的・方針	3
4	事業内容	3
5	業務の仕様	4
6	事業期間等	4
7	事業方式	5
8	その他	5
第3	応募に関する条件等	
1	応募者の備えるべき参加資格要件	6
2	応募に関する留意事項	9
3	決定のスケジュール	10
4	事務局	11
5	応募手続	11
6	入札に当たっての留意事項	13
第4	落札者の決定	
1	落札者の決定方法	15
2	審査委員会の設置	15
3	審査の方法	15
4	審査項目	15
5	落札者の決定	16
6	審査結果の公表	16
第5	提示条件	
1	事業フレーム	17
2	市の支払いに関する事項	17
3	事業者の収入	18
4	事業場所	18
5	事業者の事業契約上の地位	18
6	特別目的会社（SPC）の設立	18

7	入札保証金及び契約保証金	19
8	保険	19
9	市と事業者の責任分担	21
10	財務書類の提出	21
第6	事業実施に関する事項	
1	市による本事業の実施状況の確認	22
2	事業期間中の事業者と市の関わり	23
3	支払い手続	23
第7	契約の考え方	
1	契約手続	24
2	契約の概要	24
3	入札金額と契約金額	24
第8	提出書類・作成要領	
1	提出書類	25
2	作成要領	27
第9	その他	30

添付資料 リスク分担表

別紙 入札説明書に関する質問書

別添資料1 要求水準書

別添資料2 落札者決定基準

別添資料3 基本協定書案

別添資料4 契約書案

別添資料5 様式集

第 1 入札説明書の位置付け

この入札説明書は、旭川市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「旭川市立高台小学校 PFI 整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するために、入札に応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に配付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成 19 年 12 月 21 日に公表した旭川市立高台小学校 PFI 整備事業実施方針（以下「実施方針」という。）、平成 20 年 2 月 22 日に公表した旭川市立高台小学校 PFI 整備事業要求水準書案（以下「要求水準書案」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に係る質問回答（平成 20 年 1 月 16 日公表）及び意見、要求水準書案に係る質問回答（平成 20 年 3 月 12 日公表）及び意見を反映し、若干変更した点があるので、応募者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出することとする。

また、別添資料の「旭川市立高台小学校 PFI 整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「旭川市立高台小学校 PFI 整備事業落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、「旭川市立高台小学校 PFI 整備事業基本協定書案」（以下「基本協定書案」という。）、「旭川市立高台小学校 PFI 整備事業に関する契約書案」（以下「契約書案」という。）及び「旭川市立高台小学校 PFI 整備事業様式集」（以下「様式集」という。）は、入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書と実施方針、実施方針等に係る質問回答及び要求水準書案に係る質問回答に相違がある場合は、入札説明書の規定が優先するものとする。ただし、入札説明書に記載がない事項については、実施方針、実施方針等に係る質問回答及び要求水準書案に係る質問回答によることとする。

加えて、平成 20 年 6 月 18 日及び平成 20 年 7 月 31 日に公表した入札説明書等に係る質問回答の内容を踏まえることとする。

第2 事業の概要

1 事業名

旭川市立高台小学校PFI整備事業

2 施設の立地条件及び概要

次の機能より構成される公共施設

- ・校舎
- ・屋内運動場
- ・屋外運動場
- ・上記に付帯する関連施設

建設予定地	北海道旭川市春光台4条4丁目及び4条5丁目
敷地概要	敷地面積：約19,500㎡（廃道予定の道路面積を含む。） 延床面積：9,195㎡以内（国庫補助対象面積の上限） 用途地域：第1種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200%
施設概要	1. 校舎 7,937㎡以内（国庫補助対象面積の上限） 校舎部分 7,167㎡以内（国庫補助対象面積の上限） 普通教室 21室（うち特別支援学級3室） 特別教室 9室（図書、図工、家庭、理科、音楽、コンピュータ、生活、教育相談、特別活動） 多目的教室 1～2室 管理諸室（校長室、職員室、用務員室ほか） その他 770㎡程度 給食室 300㎡程度 食堂 150㎡程度 留守家庭児童会 120㎡程度 地域連携施設 200㎡程度 2. 屋内運動場 1,258㎡以内 3. 屋外運動場 10,000㎡程度
周辺状況	南西側：春光台通線（幅員18m）を挟んで医療機関に隣接、 幅員8m道路を挟んで集合住宅に隣接 北西側：幅員8m道路を挟んで戸建住宅に隣接 南東側：公園に隣接、幅員8m道路を挟んで集合住宅に隣接 北東側：春光台4条4・5丁目間4号線（幅員18m）を挟んで集合住宅に隣接

※ 敷地面積の一部は、周囲の道路用地として提供する予定があり、要求水準書を参照すること。

3 事業目的・方針

老朽化の著しい旭川市立高台小学校について、次の点を基本に移転・整備を行う。

- ・ 個別学習，グループ学習，ティームティーチング，学年授業など多様な学習形態に対応するためのオープンスクール化
- ・ 自然エネルギーの活用，省資源，長寿命化など環境への負荷の低減を図るためのエコスクール化
- ・ 情報ネットワークシステムの構築やコンピュータ・リテラシーの充実にを図るなどのインテリジェントスクール化
- ・ 地域コミュニティ活動や児童と地域の交流の場としての地域に開かれた学校づくり
- ・ セキュリティや災害時の避難場所としての機能を確保するなどの安心，安全な学校づくり

また，民間事業者の資金や経営能力の活用，一括性能発注を特徴とする P F I 方式を導入することにより，良質な公共サービスの提供，財政負担の平準化，事業費の削減などを図るものである。

4 事業内容

本事業は，P F I 法に基づき，特定事業を実施する事業者が校舎，屋内運動場，屋外運動場及びこれらに付帯する関連施設（以下これらを総称して「学校施設」という。）の設計・建設業務を行い，竣工後学校施設を市へ引き渡し，所有権を移転の上，学校施設の維持管理業務を遂行すること並びに現在の旭川市立高台小学校（北海道旭川市春光台 1 条 3 丁目）における学校敷地内施設の解体，撤去等を行うことを事業の範囲とする。

本事業の範囲は，次のとおりとするが，具体的な業務の範囲及び内容については，要求水準書で提示する。

(1) 設計・建設業務

- ア 設計業務
- イ 建設業務（敷地造成工事及び屋外運動場等整備工事を含む。）
- ウ 工事監理業務
- エ 什器・備品設置業務
- オ 市への引渡し及び所有権移転業務
- カ 近隣対応・対策
- キ 電波障害調査・対策（アナログ放送及びデジタル放送）
- ク 学校施設整備に伴う各種申請等の業務（開発許可の取得を含む。）
- ケ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 維持管理業務

- ア 施設設備等保守管理業務
- イ 外構等保守管理業務
- ウ 環境衛生管理業務（一部清掃業務を含む。）
- エ 警備業務
- オ 小規模修繕業務
- カ その他これらを実施する上で必要な関連業務
※大規模修繕業務は、事業者の業務対象外とする。
※光熱水費及び燃料費は、市が別途負担する。

(3) 旧学校施設解体撤去業務

- ア 旧学校施設解体のための調査・設計業務
- イ 解体撤去業務
- ウ 工事監理業務
- エ 廃棄物処理業務
- オ 近隣対応・対策
- カ その他これらを実施する上で必要な関連業務

5 業務の仕様

事業者が行う業務の仕様は、要求水準書によるものとする。

6 事業期間等

次のスケジュールで本事業を行う。

(1) 事業期間

事業期間は、契約締結の日から平成 37 年 3 月 31 日までとする。

(2) 事業スケジュール

ア 事業期間

- (ア) 設計・建設期間 平成 21 年(2009 年) 1 月 ～ 平成 22 年(2010 年) 7 月 31 日
- (イ) 校舎・屋内運動場の 平成 22 年(2010 年) 7 月 31 日
引渡し及び所有権移
転期限
- (ウ) 校舎・屋内運動場及 平成 22 年(2010 年) 8 月 (予定)
び屋外運動場の供用
開始
- (エ) 維持管理期間 平成 22 年(2010 年) 8 月 ～ 平成 37 年(2025 年) 3 月 31 日

(オ) 旧学校施設解体撤去 平成 22 年(2010 年) 9 月 ～ 平成 23 年(2011 年) 2 月 28 日
期間

イ 契約の締結

(ア) 仮契約 平成 20 年(2008 年)11 月 (予定)

(イ) 本契約 平成 20 年(2008 年)12 月 (予定)

7 事業方式

事業者が学校施設の設計・建設業務を行い、竣工後学校施設を市へ引き渡し、所有権を移転の上、学校施設の維持管理業務を遂行する方式（B T O (Build, Transfer and Operate) 方式) を想定している。

8 その他

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に基づき設定した債務負担行為を踏まえ、本事業に必要なサービス購入費を支払う。

第3 応募に関する条件等

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

ア 応募者の構成

- (ア) 応募者は、単独の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (イ) 応募グループは、「代表企業」を定め、代表企業以外の企業であって本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）へ出資するものを「構成企業」とし、代表企業が応募手続を行うものとする。
- (ロ) 応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

イ SPCの設立

- (ア) 落札者は、仮契約締結時までに、応募企業又は応募グループの代表企業及びすべての構成企業の出資により、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、原則として旭川市内に設立するものとする。
- (イ) 応募企業又は応募グループによるSPCへの出資比率は100分の50を超えるものとし、応募グループの代表企業の出資割合は、全事業期間を通じて、出資者の中で最大でなければならない。

ウ 応募者の条件・制限

- (ア) 応募者は、そのすべての企業の担当業務（設計・建設、維持管理及び旧学校施設解体撤去）を明らかにすることとし、各業務は、それぞれ一企業が実施することも、複数の企業が共同で実施することも可能とする。
- (イ) 建設業務を担う主たる者は、応募企業又は応募グループの代表企業若しくは構成企業であること。
- (ロ) 応募企業並びに応募グループの代表企業及び構成企業は、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力企業になることができない。
- (エ) 応募者の構成企業及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。
- (オ) 建設業務を担う者及び工事監理業務を担う者が兼務すること、又は資本面若しくは人事面において相互に関連のある者が建設業務と工事監理業務を実施することは、認めない。

なお、「資本面において関連のある者」とは、一方の企業が、直接又は間接に、他方の企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の

総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合における当該企業と他の企業をいう。

また、「人事面において関連のある者」とは、一方の企業の役員が他方の企業の役員を兼ねている場合における当該企業と他の企業をいう。この場合において、「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、執行役員、監査役、監事及び事務局長を含まない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業は、各業務における市の入札参加資格を有し、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

また、応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業は、次の事項を満たすことを条件とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、申立てがなされている者であっても、会社更生法にあつては更生手続開始、民事再生法にあつては再生手続開始が決定され、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。
- エ 法人税、事業税、市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 本事業のアドバイザー業務を受託している財団法人日本経済研究所並びに当該財団と当該業務について提携関係にある株式会社久米設計及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所並びにこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- カ 旭川市立高台小学校 P F I 整備事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の所属する企業及び当該企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

(3) 各業務を実施する企業の資格要件

応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を行う者は、次の資格要件を満たしていなければならない。

ア 設計業務を行う企業

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ・ 平成 19 年度及び平成 20 年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格において、建築設計の入札参加資格を有する者であること。
- ・ 平成 10 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 26 日までの間に完成している工事で、RC 造延床面積 3,000 m²以上の公共施設の設計の実績を有していること。
なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

イ 建設業務を行う企業

- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ・ 平成 19 年度及び平成 20 年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格において、建築一式工事の入札参加資格を有する者であること。
- ・ 経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。）による建築一式工事に係る客観点数が 870 点以上を有する者であること。
- ・ 平成 10 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 26 日までの間に完成している工事で、RC 造延床面積 3,000 m²以上の公共施設の建設の実績を有していること。
なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

ウ 工事監理業務を行う企業

- ・ 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ・ 平成 19 年度及び平成 20 年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格において、建

築設計の入札参加資格を有する者であること。

- ・ 平成 10 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 26 日までの間に完成している工事で、R C 造延床面積 3,000 m²以上の公共施設の工事監理の実績を有していること。
なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

エ 維持管理業務を行う企業

- ・ 該当する業務について、平成 19 年度及び平成 20 年度旭川市建設工事等の競争入札参加資格又は平成 19 年度及び平成 20 年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格を有する者であること。

※ なお、競争入札参加資格申請については、旭川市総務部契約課に問い合わせること。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書の承諾

応募者は、参加資格審査申請提出書類の提出をもって入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書案、契約書案及び様式集）及び質問回答等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表するときその他市が必要と認めるときには、市は落札者の提案書に関して全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づ

いて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法，維持管理方法を使用した結果生じた責任は，原則として提案を行った応募者が負うものとする。

(4) 市が提供する資料の取扱い

市が提供する資料は，応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は，1つの提案しか行うことができない。

(6) 提案書類の変更の禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語等

応募に際して使用する言語は日本語，単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの，通貨単位は円，時刻は日本標準時とする。

3 決定のスケジュール

落札者の決定は，次の日程で行う。

日 程	項 目
平成20年4月30日（水）	①入札公告，入札説明書の公表
平成20年4月30日（水）～5月13日（火） （必着）	②入札説明書に関する質問の受付
平成20年6月18日（水）	③入札説明書に関する質問回答の公表 及び交付
平成20年6月26日（木）～7月4日（金） （必着）	④参加資格審査申請提出書類の受付
平成20年7月30日（水）	⑤参加資格審査の結果の通知
平成20年8月19日（火）～8月27日（水） （必着）	⑥提案事業審査提出書類の受付
平成20年8月27日（水）	⑦開札
平成20年10月（予定）	⑧落札者の決定
平成20年11月（予定）	⑨仮契約締結
平成20年12月（予定）	⑩契約締結，P F I法に基づく公表

4 事務局

本事業に係る事務局（市の担当課）を次のとおりとし、特に指定のない限り、応募に係る連絡先、提出先等とする。

旭川市教育委員会 学校教育部教育政策課

〒070-0036 北海道旭川市6条通8丁目 ジブラルタ生命旭川ビル6階

電話番号 0166-25-7549（直通）

ファックス番号 0166-24-7011

電子メール gakkoshisetsu@city.asahikawa.hokkaido.jp

5 応募手続

応募に係る手続は、次のとおりとする。

- (1) 入札公告、入札説明書の公表（①*）、及び入札説明書に関する質問の受付（②*）

（*：「3 決定のスケジュール」表中番号。以下同じ）

次のとおり入札説明書を公表する。

<入札説明書の閲覧>

ア 閲覧期間 平成20年4月30日（水）から平成20年5月13日（火）まで
（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで

ウ 閲覧場所 事務局

なお、市ホームページへも掲載する。

※平成20年5月1日（木）まで

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou_soumu/pfi/top.htm

※平成20年5月2日（金）から

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kyoikuseisaku/gakyou_sisetu/pfi/top.htm

<入札説明書に関する質問の受付>

ア 受付期限 平成20年5月13日（火）（必着）

イ 受付方法 入札説明書に関する質問書（別紙）に記入の上、電子媒体（電子メールでのファイル送付、CD等の送付（印刷物を添付））にて提出すること。口頭による質問は受け付けない。（※ファイル形式はMicrosoft Excelのこと）

- (2) 入札説明書に関する質問回答の公表及び交付（③*）

質問者の利益を害するおそれのあるものを除き、次のとおり入札説明書に関する質問回答を公表する。

<入札説明書に関する質問回答の交付>

ア 交付期間 平成 20 年 6 月 18 日（水）から平成 20 年 6 月 25 日（水）
まで（休日を除く。）

イ 交付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 交付場所 事務局

なお、市ホームページへも掲載する。

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kyoikuseisaku/gakyou_sisetu/pfi/top.htm

(3) 参加資格審査申請提出書類の受付（④＊）

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり参加資格審査申請提出書類を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、受付期間内に参加資格審査申請提出書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この総合評価一般競争入札に参加することができない。

ア 受付期間 平成 20 年 6 月 26 日（木）から平成 20 年 7 月 4 日（金）まで
（休日を除く。）

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。ただし、最終日は正午まで（必着）とする。

ウ 提出書類 入札説明書に記載のとおり

エ 提出場所 事務局

オ 提出方法 表に「旭川市立高台小学校 P F I 整備事業に係る参加資格審査申請提出書類在中」と朱書きして、持参又は郵送（配達証明郵便）すること。電送（電子メール等）によるものは受け付けない。

(4) 参加資格審査の結果の通知（⑤＊）

参加資格審査の結果は、書面（入札参加資格確認書）により平成 20 年 7 月 30 日（水）までに応募者（応募グループの場合は、代表企業）に通知する。

(5) 提案事業審査提出書類の受付（⑥＊）

入札参加資格があると認められた応募者は、次のとおり提案事業審査提出書類を提出しなければならない。

なお、受付期間内に提案事業審査提出書類を提出しない者は、この総合評価一般競争入札に参加することができない。

ア 受付期間 平成 20 年 8 月 19 日（火）から平成 20 年 8 月 27 日（水）まで
（休日を除く。）

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。た

だし、最終日は正午まで（必着）とする。

- ウ 提出書類 入札説明書に記載のとおり
- エ 提出場所 事務局
- オ 提出方法 表に「旭川市立高台小学校PFI整備事業に係る提案事業審査提出書類在中」と朱書きして、持参又は郵送（配達証明郵便）すること。電送（電子メール等）によるものは受け付けない。

(6) 開札 (⑦*)

- ア 開札日時 平成 20 年 8 月 27 日（水） 午後 3 時
- イ 開札場所 旭川市 6 条通 8 丁目 ジブラルタ生命旭川ビル
旭川市教育委員会会議室
- ウ 入札金額 入札金額は、事業期間における別添資料 4 の別紙 10 に示すサービス購入費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。ただし、物価変動を反映させない。）の 105 分の 100 に相当する金額とし、これを入札書及び入札書（別紙）へ記載する。
この際、入札金額が事業費の積算金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を超えている場合、また、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が事業費の積算金額を超えている場合は失格となり、その場で当該応募者に通知する。

6 入札に当たっての留意事項

(1) 一般的注意

- ア 入札書（別添資料 5 の様式 II-1-5）及び入札書（別紙）（別添資料 5 の様式 II-1-6）は、封筒（別添資料 5 の参考 1 入札書用封筒見本を参照）に入れ密封し、持参又は郵送（配達証明郵便）すること。
- イ 受付期限に遅れたときは、入札に参加できない。
- ウ 受付時には身分を証明できるものを持参すること。応募グループの場合は、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、委任状（代理人）（別添資料 5 の様式 II-1-4）を併せて持参すること。
- エ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ってはならない。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- オ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- カ 提案に対し総合評価を行い、落札者を決定し、その結果を応募者（応募グループの

場合は、代表企業)に通知する。

- キ 入札参加資格があると認められた応募者が入札を辞退する場合は、開札開始前までに辞退届（別添資料5の様式Ⅱ-1-1）を事務局に提出すること。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 応募グループの代表企業以外の者が行った入札
- イ 参加資格のない者又は入札参加資格の確認通知を受けていない者の入札
- ウ 委任状が提出されていない代理人の入札
- エ 応募者又はその代理人が二通以上の入札書を提出した入札
- オ 二人以上の者が同一の者の代理をした入札
- カ 入札者が他の入札者の代理をした入札
- キ 入札者が談合した入札
- ク 記名押印を欠いた入札
- ケ 入札金額を訂正した入札
- コ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認し難い入札
- サ 入札書（別紙）に不備等のある入札
- シ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ス 電送及び電話による入札
- セ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(3) 事業費の積算金額

2, 960, 328, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2, 819, 360, 000円（上記の105分の100に相当する金額。）

なお、詳細については、別添資料4の別紙10を参照すること。

第4 落札者の決定

1 落札者の決定方法

本事業の落札者の決定方法は、総合評価一般競争入札によるものとし、審査委員会を通じて学識経験者の意見を聴取する。

2 審査委員会の設置

審査は、次の6名の学識経験者等で構成される審査委員会で行うこととし、その会議は非公開とする。

	氏名	所属・役職
委員長	石井 吉春	北海道大学公共政策大学院教授
副委員長	齋藤 一朗	小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教授
委員	大野 仰一	東海大学旭川キャンパス芸術工学部建築・環境デザイン学科教授
委員	笠井 稔雄	北海道教育大学大学院教育学研究科教授
委員	福島 明	北海道立北方建築総合研究所居住科学部長
委員	村上 拓	旭川市中央公民館専門指導員

注1 委員長及び副委員長以外は五十音順

注2 応募者やそれと同一と判断される団体等が、実施方針公表後から本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出することなどによって自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。これらの禁止事項に抵触したと市及び審査委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

3 審査の方法

審査委員会が、整備計画、維持管理計画及び資金計画の各面から、参加資格審査申請提出書類及び提案事業審査提出書類を審査し、その結果及び入札金額を総合的に評価して最優秀提案を行った事業者を選定する。また、審査の過程において、応募者に対しヒアリング等を実施する場合がある。

審査委員会において、落札者を選定するまでの間に、応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、選定しない。

4 審査項目

審査項目は、別添資料2「落札者決定基準」を参照すること。

5 落札者の決定

市は、審査委員会における選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

6 審査結果の公表

審査の結果は、市ホームページで公表する。

第5 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の執行

- ア 平成22年7月31日までに、設計・建設業務を完了の上、市に校舎・屋内運動場等を引き渡すこと。
- イ 平成23年2月28日までに旧学校施設を解体撤去し、学校敷地外周部を既存のフェンスを生かしながら仮囲いして市に引き渡すこと。
- ウ 3頁「第2 事業の概要 4 事業内容」に示す業務を確実にを行うこと。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。

事業者は、債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する支払請求権（債権）に対し質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 協議事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、事業者に対して補助金の交付及び出資の支援は行わない。

ウ その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- ・ 事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議を行う。

2 市の支払いに関する事項

(1) サービス購入費

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス購入費を事

業者に支払う。サービス購入費の構成、支払方法等については、別添資料4の別紙10に示す。

(2) 改定の考え方

建設期間中においては、サービス購入費の見直しは行わない。

維持管理期間中においては、物価変動等を踏まえサービス購入費の支払額の改定を行う。なお、金利変動に基づく改定は行わない（詳細は、別添資料4の別紙10を参照）。

3 事業者の収入

市がサービス購入費を支払うことによる収入、すなわちサービス購入費収入である。

4 事業場所

北海道旭川市春光台4条4丁目、4条5丁目及び1条3丁目

本事業の敷地は市所有地である。市は事業者をして本件土地で施設整備を行わせるものとする。

なお、原則として本件土地で施設整備を行うことに事業者の負担はないものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務について、譲渡・担保提供その他処分をしてはならない。

6 特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として、旭川市立高台小学校PFI整備事業に関する次の業務を目的とするSPCを設立するものとする。なお、SPCは本事業以外の事業を兼業することはできない。

①設計・建設業務

②維持管理業務

③旧学校施設解体撤去業務

この場合において、落札者が応募グループの場合は、代表企業及び構成企業は、SPCに出資するものとする。また、代表企業及び構成企業以外の者がSPCに出資することは可能である。

なお、応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業以外の株主は、議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

別添資料4の第80条に基づくものとする。

8 保険

事業者（事業者と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

(1) 建設期間

S P Cが行う建設業務に関して、次の保険を付保する。

ア 建設工事保険（本件工事）

- 保険契約者 : 事業者又は工事請負人等
保険の対象 : 本件工事
保険期間 : 工事開始日を始期とし、本件引渡日を終期とする（ただし、本件引渡日が本件引渡予定日より後になった場合においては、本件引渡日まで保険期間が延長ないし更新される契約とする。）
保険金額（補償額） : 設計・建設業務費用
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
その他 : 市を追加被保険者とする。

イ 第三者賠償責任保険

- 保険契約者 : 事業者又は工事請負人等
保険期間 : 工事開始日を始期とし、解体撤去工事完了予定日を終期とする（ただし、解体撤去工事完了日が解体撤去工事完了予定日より後になった場合においては、解体撤去工事完了日まで保険期間が延長ないし更新される契約とする。）
てん補限度額(補償額) : ・対人 : 1名当たり1億円, 1事故当たり10億円以上
・対物 : 1事故当たり1億円以上
補償する損害 : 本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 50,000 円以下
その他 : 市を追加被保険者とすること。

事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。

事業者又は工事請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

(2) 維持管理期間

ア 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は維持管理受託者等
保険期間 : 維持管理期間開始日から維持管理期間終了日までとする。(毎年度更新することでもよい。)
てん補限度額(補償額) : ・対人 : 1名当たり1億円, 1事故当たり10億円以上
・対物 : 1事故当たり1億円以上
補償する損害 : 維持管理業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額 : 50,000 円以下
その他 : 市を追加被保険者とすること。

9 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、添付資料「リスク分担表」及び別添資料4によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

10 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、当該事業年度の財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を自己の費用で作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

第6 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市による本事業の実施状況の確認は、次のとおりである。なお、(3)及び(4)についての詳細は、別添資料4の別紙11「モニタリング及びサービス購入費の減額」を参照のこと。

(1) 設計の進捗状況の確認

ア 基本設計時

事業者は要求水準書及び提案書を基に、市と十分な協議の上、基本設計書を作成する。市はこの基本設計書を確認する。

イ 実施設計時

事業者は基本設計書を基に、市と十分な協議の上、実施設計書及び工事見積書を作成する。市はこの実施設計書及び工事見積書を確認する。

ウ 建築確認申請時

事業者は、工事着手前に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請を行い、確認済書の交付を受けること。市は、確認済書の交付を受けたことを確認する。

(2) 施工状況の確認

ア 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。市は、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を行う。また、市は必要に応じ、事業者に工事施工の事前説明及び事後報告を要請し、工事現場での施工状況を確認する。

イ 工事完成時

事業者は、事業者の責任において完成検査を行った後、建築基準法・消防法等に基づく検査を受けた結果である検査済証等の写しを添えて市に提出する。

市は、事業者から完成検査結果に関する書類の提出を受け、完成確認を行う。完成確認後、問題がない場合には、市は事業者に完成確認を通知する。

(3) モニタリング

市は、施設供用開始後、サービスの質を確認するために定期的に業務の実施状況を確認する（モニタリング）。モニタリングは、要求水準書どおりの履行確認である検査に加え、質の低下の有無を確認するものである。

なお、モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。ただし、市に起因する費用が発生する場合は市の負担とする。

(4) サービス購入費の減額

「事業契約書」及び「要求水準書」に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス購入費の減額を行うことがある。

2 事業期間中の事業者と市の関わり

- (1) 本事業は市が担当する学校教育等の運営業務を除き事業者の責において遂行される。また、市は前記1のとおり、事業実施状況について確認を行う。
- (2) 原則として市は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。
- (3) 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は事業者に資金を提供する金融機関と協議することもあり得る。

3 支払い手続

- (1) 事業者は、事業契約書に定められた方法により業務完了届を市に提出し、市のモニタリングを受ける。
- (2) 事業者は、モニタリング完了後市に請求書を送付する。
- (3) 市は事業者から請求書を受け取った後、事業契約書に定める日までに支払いを行う。

第7 契約の考え方

1 契約手続

- (1) 落札者と市は事業契約書の内容について協議を行い、落札後 30 日を目途に仮契約を締結するよう努める。
- (2) 落札者は落札後 30 日（土曜・日曜・祝日を含む）を目途に S P C を設立する。
- (3) 市は、仮契約締結後、旭川市議会平成 20 年第 4 回定例会に契約に関する議案を提出し、議決により本契約となる。
- (4) 契約を締結した時点で、正式に当該 S P C を事業者と決定する。
- (5) 落札者が事業契約を締結しない場合は、審査の得点の高い応募者から順に契約交渉を行うことができることとする（随意契約）。

2 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）（別添資料 4 と同意）及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・建設業務、維持管理業務等に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、提案内容及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議し、業務開始の 60 日前までに作成するものとする。

3 入札金額と契約金額

(1) 入札金額

入札金額は、13 頁「第 3 応募に関する条件等 5 応募手続 (6) 開札 ウ 入札金額」に示すとおりとする。

(2) 契約金額

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

第8 提出書類・作成要領

1 提出書類

(1) 参加資格審査申請提出書類

次の①～⑦について、求める部数を一括して提出すること。

提出書類	様式番号	提出部数
①参加資格審査申請提出書類の提出について	I-1-1	1
②参加資格審査申請提出書類一覧	I-1-2	1
③参加表明書	I-1-3	1
④参加資格審査申請書	I-1-4	1
⑤参加資格審査申請書 添付書類	I-1-4	1
⑥公共施設実績	I-1-5	1
⑦委任状（代表企業） *グループで参加する場合のみ	I-1-6	1

(2) 入札辞退時の提出書類

参加資格審査申請時に書類を提出した応募者で入札を辞退する場合は、①を提出すること。

提出書類	様式番号	提出部数
①辞退届	II-1-1	1

(3) 提案事業審査提出書類

提出書類は次の①～⑨である。書類を提出するときには、⑤～⑨に所定の表紙を付け、それぞれ1分冊とし、求める部数を提出すること。

提出書類	様式番号	提出部数
①提案事業審査提出書類の提出について	II-1-2	1
②提案事業審査提出書類一覧	II-1-3	1
③委任状（代理人） *代表企業の代理が入札する場合	II-1-4	1
④入札書 ・入札書 ・入札書（別紙）	II-1-5 II-1-6	1
⑤基本的方針、遂行体制提案書 ・本事業への基本的な考え方 ・遂行体制 1～2	II-2-0 II-2-1 II-2-2～II-2-3	正 1 副 16
⑥設計・建設業務提案書 ・設計・建設業務に関する基本的な考え方 ・設計・建設業務実施体制 ・施設整備業務計画 ・施設計画（基本的考え方） ・施設計画（建築計画）1～2 ・施設計画（構造・設備・情報計画） ・施設計画（オープンスクール計画）	II-3-0 II-3-1 II-3-2 II-3-3 II-3-4 II-3-5～II-3-6 II-3-7 II-3-8	正 1 副 16

提出書類	様式番号	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画（省エネルギー計画） ・施設計画（環境計画） ・施設計画（内外装計画，外構計画） ・施設計画（エバーサルデザイン，サイン計画，什器・備品計画） ・施設計画（安全・防犯計画，防災計画） ・面積表 ・仕上表 ・設備諸元表 ・什器・備品リスト ・厨房機器リスト ・認定チェックリスト（建築物移動等円滑化誘導基準） ・建設工事費見積書 ・工程計画書 ・設計・建設業務要求水準書等チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ-3-9 Ⅱ-3-10 Ⅱ-3-11 Ⅱ-3-12 Ⅱ-3-13 Ⅱ-3-14 Ⅱ-3-15 Ⅱ-3-16 Ⅱ-3-17 Ⅱ-3-18 Ⅱ-3-19 Ⅱ-3-20 Ⅱ-3-21 Ⅱ-3-22 	
⑦設計図書		
ー建築ー <ul style="list-style-type: none"> ・配置図 ・各階平面図 ・エリア配置計画図，動線計画図 ・立面図 ・断面図 ・断面詳細図 ・外構図 ・日影図 ・外観透視図 ・内観透視図 		
ー電気設備ー <ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備単線結線図 ・幹線・弱電系統図 ・主要機器リスト及び配置図 		
ー機械設備ー <ul style="list-style-type: none"> ・主要機器及び配置図 ・主要系統図 		
⑧維持管理業務提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に関する基本的な考え方 ・維持管理業務実施体制 1～2 ・施設保守管理業務 ・環境衛生管理業務 ・警備業務 ・維持管理業務費 見積書 1～8 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ-4-0 Ⅱ-4-1 Ⅱ-4-2～Ⅱ-4-3 Ⅱ-4-4 Ⅱ-4-5 Ⅱ-4-6 Ⅱ-4-7～Ⅱ-4-14 	
⑨事業計画提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・長期収支計画の前提 1～4 ・長期収支計画表 ・キャッシュフロー計算書 ・リスクへの対応 1～2 ・償還表（サービス購入費の支払い） ・市が支払うサービス購入費総額及びサービス購入費算出の根拠 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ-5-0 Ⅱ-5-1～Ⅱ-5-4 Ⅱ-5-5 Ⅱ-5-6 Ⅱ-5-7～Ⅱ-5-8 Ⅱ-5-9 Ⅱ-5-10 	

2 作成要領

(1) 一般的事項

入札時の提出書類は、各様式の要領に従い記載すること。その他、次の規定に従うこと。

- ア 各書類の所定の欄に、市より送付された参加資格審査通知書に記載された提案受付番号を記載する。
- イ 設計・建設業務提案書、維持管理業務提案書、事業計画提案書の各提案書において、正本1部、副本16部を提出する。なお、正本は住所、会社名、氏名等を記載箇所に明記したもの、副本は住所、会社名（構成企業、協力企業以外の全ての会社も含む）を匿名としたもの（長期収支計画における銀行名は記載）、個人氏名、所属部署等は明記とする。
- ウ 事業計画提案書に「関心表明書」等を添付する場合、正本に添付するものは原本の写し、副本に添付するものは原本の写し内の会社名を匿名とすること。（金融機関名は記載）
- エ 設計図書は正本1部、副本16部を提出すること。
- オ 全ての提出書類については、紙媒体のほかに電子媒体も提出する。アプリケーションソフトは、各業務見積書及び事業計画提案書では、極力Microsoft Excelを、また、設計図書、各業務提案書では、極力Microsoft Word又は一太郎を、設計図書のデータはPDF及びDXFを使用する。これらを（ただし、様式Ⅱ-1-4～6を除く）CDに納めたものを2枚提出すること。

(2) 入札書

入札書（様式Ⅱ-1-5）及び入札書（別紙）（様式Ⅱ-1-6）は封筒に入れ密封し、1部を提出する。なお、次の点に留意する。

- ア 入札金額は、14頁「第3 応募に関する条件等 6 入札に当たっての留意事項（3）事業費の積算金額」を踏まえた、事業期間のサービス購入費総額（消費税、地方消費税を含む）の105分の100に相当する金額を記載すること。
- イ 入札金額は、物価変動を除いた額とする。
- ウ 施設整備業務費用相当額の積算の前提となる金利水準は、平成20年4月25日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されたTSR6ヶ月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレート2.078%に、提案したスプレッドを加えたものとし、事業期間に亘り一定と仮定する。
- エ 入札金額は、提出書類の事業計画提案書の値と整合が図られているものとする。

(3) 基本の方針、遂行体制提案書

様式Ⅱ-2-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出すること。

(4) 設計・建設業務提案書

様式Ⅱ-3-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出すること。

(5) 設計図書

次の①～⑮へ提案設計図書表紙を付け、普通紙A3版横長左綴じクリップ止め（取り外しが可能なもの）にて提出する。

図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北西とする。

①～⑮の全ての紙面の右下に「旭川市立高台小学校PFI整備事業応募案」、図面名称、提案受付番号を記載する。会社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

— 建 築 —

①配置図 縮尺 1/800

・屋根伏図とし、外構（運動施設、植栽等）及び周辺街区を図示する。

②各階平面図 縮尺 1/400

・造作家具・整備備品レイアウトを図示すること。

③エリア配置計画図・動線計画図（縮尺適宜）

・エリアの配置計画と動線計画（児童・生徒・教職員、地域開放施設利用者の流れ）を視覚的表現する。

④立面図 縮尺 1/400

・4面以上とする。

⑤断面図 縮尺 1/400

・断面位置は任意とし、2面以上とする。

⑥断面詳細図 縮尺 1/100

・外部仕上材料及び工法を明示すること。

⑦外構図 縮尺 1/800（配置図との兼用も可とする）

・植栽、工作物、運動施設の配置場所を明示すること。

・敷地境界付近の断面図を併せて図示する。

⑧日影図（縮尺適宜）

・測定面4m、9:00～15:00における1時間ごとの時刻日影を図示する。

⑨外観透視図

・鳥瞰1箇所、アイレベル数ヶ所。模型写真は可とするが、模型の提出は認めない。

⑩内観透視図

・オープンスペースを含む数ヶ所とする。

— 電気設備 —

⑪受変電設備単線結線図

⑫幹線・弱電系統図

⑬主要機器リスト及び配置図

—機械設備—

⑭主要機器リスト及び配置図

⑮主要系統図

(6) 維持管理業務提案書

様式Ⅱ-4-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出すること。

(7) 事業計画提案書

様式Ⅱ-5-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出すること。

第9 その他

1 事業の契約については、P F I 法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年旭川市条例第14号)の規定により旭川市議会の議決を要する。

なお、落札後、議会の議決までの間に、落札者(応募グループで入札する場合は代表企業及び全ての構成企業)において、地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限、又は旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には、事業契約を締結しないことができる。

2 入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

添付資料 リスク分担表

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				市	民間
選定段階	入札説明書リスク		募集内容の誤りに関するもの	●	
	契約リスク		内容の変更に関するもの	●	
全段階共通	政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	法制度の新設・変更に関するもの	●	▲※1
			許認可リスク	市が取得すべき許認可変更に関するもの	●
		税制リスク	民が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
			法人税の変更に関するもの		●
			消費税の変更に関するもの	●	
		政治リスク	その他新税に関するもの	●	
	P F Iに係る議決が得られない場合		●		
	政策の変更		●		
	社会リスク	住民問題リスク	施設設置自体に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	●	
			建設・維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		●
		第三者賠償リスク※2	民が行う設計・建設業務及び旧学校施設解体撤去業務に伴う騒音・振動・地盤沈下に関するもの		●
			民が行う維持管理業務に伴う騒音・振動に関するもの		●
	債務不履行リスク	民間事業者債務不履行リスク	施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		●
			民の事業破綻・事業放棄等		●
			民のサービス水準の低下		●
		公共債務不履行リスク	民の契約上の義務の違反		●
契約上の期限日までに工事が完成しなかった場合				●	
計画段階	計画・設計リスク	不可抗力リスク※2	債務不履行	●	
		発注者責任リスク	天災、暴動等による設計変更・中止・延期	●	▲
			工事請負契約の締結に関するもの		●
		公開資料リスク	工事請負契約の内容に関するもの		●
			工事請負契約の内容変更に関するもの		●
		事前調査リスク	市による公開資料に関するもの	●	
	市による事前調査に関するもの		●		
	設計リスク	民による事前調査に関するもの		●	
		市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	●		
		民の指示、判断の不備による設計変更		●	
応募費用の負担に関するもの			●		
資金調達リスク	資本金、融資など必要な資金の確保に関するもの		●		
	用地取得リスク	建設予定地の確保に関するもの	●		
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	建設が契約より遅延し、又は完成しないリスク		●
			市の提示した資料から予測できない土地の瑕疵等により工事が遅延し、又は完成しないリスク	●	
		工事監理リスク	工事監理に関するリスク		●
			コスト・オーバーラン・リスク	市の指示による工事費の増大・予算超過	●
	経済リスク	性能リスク	上記以外の工事費の増大・予算超過		●
			要求性能不適合		●
		施設損傷リスク	使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		●
			物価リスク※3	インフレ・デフレに関するもの	
金利リスク※3	金利の変動に関するもの		●		

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスクの分担	
				市	民間
維持管理段階	支払遅延・不能リスク		サービス対価の支払遅延・不能	●	
	計画変更リスク		市の責めによる事業内容・用途の変更によるもの	●	
	性能リスク		要求性能不適合		●
	維持管理リスク	施設瑕疵リスク※2	施設に瑕疵が見つかった場合		●
		維持管理コストリスク	市の責めによる事業内容・用途変更等における維持管理費の増大	●	
			上記以外の維持管理費の増大		●
		施設損傷リスク	劣化による施設の損傷		
	民の責めによる事故・火災に伴う施設の損傷				●
	上記以外の原因による事故・火災に伴う施設の損傷		●		
	経済リスク	陳腐化リスク	施設の機能的・社会的劣化	●	
物価リスク※3			急激なインフレ・デフレに関するもの	●	●
金利リスク		金利の変動に関するもの		●	
移管段階	移管手続リスク		所有権移転手続に伴う費用の発生に関するもの		●
			選定事業者の清算手続に伴う評価損益		●

※1：本事業に直接関連する法制度・法令変更に伴うリスクについては市がリスクを負うが、それ以外については民がリスクを負うこととする。

※2：第三者賠償リスク，不可抗力リスク，施設瑕疵リスクについては，要求水準書及び要求水準書案に係る質問回答において，該当箇所を考えを示している。

※3：物価・金利リスクについて，入札説明書 第5 提示条件 2 市の支払いに関する事項（2）改定の考え方を参照のこと。

(別紙)

平成 年 月 日

入札説明書に関する質問書

旭川市立高台小学校PFI整備事業に係る入札説明書について、次のとおり質問を提出します。

企業名	
部署	
連絡責任者の役職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

質問の対象資料名	
----------	--

No.	タイトル	該当箇所						質問
		頁	項					
1								
2								
3								
4								

- ※1 質問の対象資料毎に、本様式を作成すること。
- ※2 行が不足する場合は、適宜増やすこと。
- ※3 Microsoft Excel形式により作成すること。
- ※4 該当箇所の記入にあたり、数値、記号は半角で記入すること。
- ※5 タイトルは、該当箇所の本文中のタイトルを記載すること。